

各 部 局 長 様

(職員衛生管理担当者 様)

主任安全衛生管理者  
人事厚生課長 檜原 孝二  
(総務部人事厚生課)

## 心の定期健康診断の実施について

我々地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、その影響もあってか、自治体職員で心の健康を崩す職員が年々増加しています。久留米市におきましても例外ではなく、誰もが心の病に罹患する可能性があります。

心の健康の保持・増進には、まず心の病にかかるないという「予防」が大切と言われています。その為、職員自身が「早期に不調に気付く」ことの一助とするため、『久留米市職員の心の健康づくり計画』に基づき、本年度も「心の定期健康診断」を下記のとおり実施します。

### 記

- 1 対象者 全職員（特別職及び非常勤職員を除く）  
2 診断内容 『職業性ストレス簡易調査票』による自己診断及びストレス判定  
3 診断手順 ① 送付した封筒に「調査票」が入っていますので、「調査票」の質問項目全てに回答して下さい。  
② 回答が終わった調査票は、送付した封筒に入れ、封をして提出して下さい。  
4 提出期日 平成25年6月11日（火） 総務部人事厚生課まで  
5 診断結果 診断結果は7月中旬頃、各個人あて通知いたします。  
6 その他  
・お手数ですが、各部総務及び地域振興課等で取りまとめをお願いします。  
・全部局共用 F⇒総務部 人事厚生課 F に対象者名簿がありますのでご活用下さい。  
7 注意事項

- ① 提出期限までにあまり期間がありませんので、手元に届きましたら直ぐ回答する様、指導をお願いします。  
② 回答にひとつでも漏れがあると診断できませんので、必ず全ての項目に回答するように指導をお願いします。質問項目は全部で57項目です。  
③ 育休や病休中の方の回答は任意とします。各部総務又は所属で本人に意思確認をしていただき、診断を希望する場合は調査票を渡してください。診断を希望しない場合や意思確認が困難な場合は、人事厚生課に返送してください。  
④ 案内チラシを 全部局共用 F⇒総務部 人事厚生課 F へ入れていますので周知用としてご活用ください。  
⑤ 調査票の提出率100%を目指しますので、協力方お願いいたします。

★封入する前にもう一度記入漏れがないか確認してください。

★封入する前にもう一度記入漏れがないか確認してください。

★封入する前にもう一度記入漏れがないか確認してください。

# 心の定期健康診断



最近、仕事や職場の人間関係で悩みを抱えて、精神的に落ち込んでいませんか？

あるいは、夜寝付けなかったり、寝ても朝早く目覚めて疲れなったりすることが続いていませんか？

私たちは日常様々なストレスに囲まれていて、それが心の疲れを招くことがあります。

そこで、自分の心の健康状態を知り、そして対処する（セルフケア）ため、体の定期健康診断と同様に、

年に1回は心の検査を行う、『心の定期健康診断』を実施します。**対象者は全職員（非常勤を除く）です。**

## 診断方法

- ① 問診票（職業性ストレス簡易調査票）を使って、自己診断をしていただきます。
- ② 質問事項に漏れなく回答し、この封筒に調査票を入れて封をして返送してください。
- ③ 個人結果は7月中旬までに配布する予定です。
- ④ 診断結果で、ストレスが健康に影響を与えるリスクが高い方を対象に、臨床心理士による個別面談を実施します。診断結果に関することはもちろん、日常的な悩みまで気楽にご相談ください。なお、個別面談は8月から開始する予定で、対象者の方には診断結果に案内を同封します。

## ★毎年、多数の記入漏れ者が出ています★

★ 重複回答やひとつでも回答していない項目があると、その確認作業に時間を要し、その結果、全体の結果が出るまでに時間がかかることがあります。判断に迷う項目があっても必ず回答してください。

質問項目は全部で57問（A⇒17問、B⇒29問、C⇒9問、D⇒2問）です。

### 提出先：各部局総務等（6月 日まで）

※人事厚生課へ直接提出することも出来ますが、その際に  
は集約の関係上、所属又は総務へ連絡をお願いします。

### 目標

問診票提出率100%  
個別面談受診率100%

### 提出期限：平成25年6月11日（火）

※各部局⇒人事厚生課への提出期限です。

期日厳守でお願いします。

※ 病休・育休の方の回答は任意です。診断を受けない場合は、人事厚生課まで返却してください。

### 【心の定期健康診断の実施にあたって】

- プライバシーの保護と個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、診断結果は本人に通知します。
- 個別面談（臨床心理士）のほか、市のメンタルヘルス対策（研修や安全衛生委員会の資料）に活用するために、個人が特定されない形で全体的な統計を作成する目的以外には使用しません。
- 回答された内容は、委託健診機関等限られた者しか確認しません。